㊭

高松市告示第５８７号

公共下水道の供用及び当該公共下水道の終末処理場による下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公示します。

なお、同条第１項の規定による図面の縦覧は、次の６に定めるところにより行います。

令和８年１０月２６日

高松市公共下水道管理者

高松市長　大西　秀人

１　供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和８年１１月１０日（火）

２　下水を排除及び処理すべき区域

高松市香川町川東下、香南町岡、国分寺町新名、国分寺町新居、多肥上町の各一部の区域

３　供用を開始しようとする排水施設の位置

前項に規定する区域内

４　供用を開始しようとする排水施設の排除方式

分流式（汚水）

５　下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

高松市屋島西町２３６６番地６　　東部下水処理場

高松市香西本町７６２番地　　香東川浄化センター

６　下水道法第９条第１項の規定による図面の縦覧

（１）期間　令和８年１０月２７日（火）から１１月９日（月）まで(市の休日を除く。)

（２）時間　午前８時３０分から午後５時まで

（３）場所　高松市都市整備局下水道部下水道業務課